

関西学院大学体育会同窓倶楽部 慶弔給付基準

2022年4月1日制定

関西学院大学体育会同窓倶楽部規約第22条に定める慶弔給付基準を次のとおりとする。

1. 慶事

- (1) 本会に加盟する各部 OB・OG 会の周年記念式典、祝賀会等について、本会会長宛に招待の案内がある場合は、1万円の祝い金を贈呈する。
その他のイベントへの役職上の招待については個人負担とする。
- (2) 交流大学（関西大学、同志社大学、立命館大学）総会に出席する場合は、招待者1名につき1万円の祝い金を贈呈する。
- (3) オリンピック・パラリンピックおよび各競技の世界選手権大会に本会規約第5条に定める正会員が出場する場合は、5万円以内の範囲で激励金を贈呈する。
- (4) その他、各競技分野において特に優れた功績があると常任幹事会が認めた個人および団体へ祝い金等を贈呈することが出来る。

2. 弔事

- (1) 本会の名誉会長、顧問、本会規約第6条により定められた役員および各部 OB・OG 会長本人が死亡した場合は、弔電および1万円の香典、または供花、楯等を供える。
- (2) その他、特に本会の発展に寄与したと常任幹事会が認めた功労者が死亡した場合は上記（1）と同等の弔意を表す。

3. 手続き

- (1) 慶弔給付を求める各部あるいは関係者は、給付事由がわかる客観的資料を添えて、事務局に申請する。
- (2) 申請を受けた事務局は本基準に基づき起案し、会長が副会長、幹事長と協議の上、決裁する。
- (3) 常任幹事会、幹事会の承認を定めた給付については原則として事前にその手続きをとらなければならない。
- (4) 本基準に該当しない慶弔給付については常任幹事会の承認を得なければならない。
- (5) 金額が5万円を超える場合は、幹事会の承認を得なければならない。
- (6) 全ての給付内容は常任幹事会に報告するとともに年度末決算時に代表者会議に報告する。

以上